

# 多様な就労支援 の確保のための 労働施策との連携 のあり方に関する

## 事例集

多様な就労支援の確保のための  
労働施策との連携のあり方に関する調査研究事業

厚生労働省 令和 3 年度  
生活困窮者就労準備支援事業費等補助金  
社会福祉推進事業

令和 4 年 3 月  
株式会社 日本能率協会総合研究所



## 目次

第1章 事例集の構成.....	1
1 本事例集の目的.....	2
2 事例集の使い方.....	3
(1) 福祉事務所設置自治体の連携事例の解説.....	3
(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）の連携事例の解説.....	4
3 事例の一覧表.....	5
(1) 福祉事務所設置自治体の連携事例.....	5
(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）の連携事例一覧.....	6
第2章 福祉事務所設置自治体の連携事例.....	7
1 北海道釧路市.....	8
2 宮城県岩沼市.....	11
3 東京都調布市.....	14
4 愛知県あま市.....	17
5 京都府京丹後市.....	20
6 大阪府高槻市.....	23
7 大阪府阪南市.....	26
8 兵庫県尼崎市.....	29
9 岡山県倉敷市.....	32
第3章 ハローワーク（生保型一体的実施施設）の連携事例.....	35
1 つなぐハローワークこが.....	36
2 ジョブスポット草加.....	40
3 千葉市自立・就労サポートセンター稲毛.....	43
4 江東就職サポート.....	46
5 ジョブスポット港北.....	49
6 ジョブ縁ながの.....	53
7 ワークサポートながた.....	56
8 吳市就労支援窓口.....	59
9 ハローワーク高松・ジョブコーナー.....	62
第4章 資料編.....	65
1 福祉事務所設置自治体の参考資料.....	66
2 ハローワークの（生保型一体的実施施設）の参考資料.....	76



# 第1章 事例集の構成

## 1 本事例集の目的

新型コロナウイルス感染拡大の影響等により、シフト制社員や派遣社員など多様な就労状況にある方々が、シフト減や派遣契約の終了等により生活困窮な状態となり、自立相談支援機関の支援の必要性がますます高まっています。

自立相談支援機関の労働施策との連携については、ハローワークにおける「生活保護受給者等就労自立促進事業」が中心であり、全体としては支援実績が伸びている一方、ハローワークとの連携が進んでいない自治体も一定数いらっしゃる状況です。

また、一部の自治体では、ハローワーク等を介さず、自治体内の労働関係部局等と連携し、地域や本人のニーズに応じた無料職業紹介等を行い、生活困窮者の就労の支援を行っているケースもあります。

このようなハローワークとの連携や自治体内の連携等により、生活困窮者に寄り添った就労支援をさらに促進していき、新型コロナウイルス感染症等の影響で顕在化した新たな支援層を含めた生活困窮者に対する就労支援機能の強化・多様性の確保を図っていくことが求められます。

本事例集では、生活困窮者への就労支援を実施している「福祉事務所設置自治体」、生活保護受給者等就労自立促進事業を展開している「生活困窮者に対する支援の実績が向上しているハローワーク（生保型一体的実施施設）」などの連携に当たっての事例やポイント等をとりまとめました。

各自治体、ハローワークの所管部門のみなさまにおかれましては、本事例集をご活用いただくことで、「これから新たにハローワークとの連携を検討している」、「さらにハローワークとの連携を促進したい」、「自治体内の社会資源を活用して多様な就労支援を展開したい」等の方針をご検討される際に、本事例集がご理解の一助となれば幸いです。

## 2 事例集の使い方

### (1) 福祉事務所設置自治体の連携事例の解説

自治体名と取組みのポイントを一言で記載しています

自治体の位置や人口・保護率・高齢化率を記載しています

**No.1 北海道釧路市**

地場産業を活かした中間的就労を充実させることにより、相談者の社会的自立を支える

**1. 地域の状況**

総人口:	16.4万人
保護率:	49.3%
高齢化率:	34.5%
位置:	北海道東部

自立相談支援機関の運営形態  
委託

**2. 事業実施の背景と概要**

- 事業実施の背景
 

・釧路市では、平成14年に民鉄開山及び平成20年にリーマン・ショックの影響を受け、厳しい雇用情勢が継続したことから生活保護受給者が増大した。生活保護率は全道で高い状況であり、被扶養年齢層への就労支援を一層充実させることが重要となった。
- 事業の概要
 

① 中間的就労の設置
 

・釧路市では日常生活自立、社会生活自立、就労自立と3つの自立段階を設定している。社会生活自立（社会的なつながりを復復・維持し、地域社会の一員として生活を送る）になっていても、すぐに一般就労に結び付くわけではない。そこで、社会生活自立と就労自立の中間的位置を中間的就労と位置づけたその取組を充実させている。
- 相談員は、相談者一人や民間就労機関で行っている。

**各自治体の就労支援事業を実施するまでの背景を記載しています**

**釧路モデルの分析と中間的就労**

ただちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な生活保護受給者を対象にご本人の「ステージ」に応じた多様な自立支援プログラムを用意

■ ハローワーク等との連携

- ・生活福祉事務所内（生活保護部門）にハローワークの常設窓口を開設している。相談員による面接を行い、就労意欲が高く直ちに就労活動を行える相談者を常設窓口にワンストップでつなぐことができ、ハローワークの専門スタッフによる支援を受けることができる体制となっている。
- ・ハローワークがない場合は、相談員とハローワークで月に1回ケース会議を開き、それまでに携わってきた相談者の就職状況を共有している。ハローワークにつなげても就職が難しい場合は、市の中間就労に戻る場合もある。
- ・民間就労紹介会社との連携では定期的に紹介される求人情報を庁内担当課で共有している。

**3. 取組みのポイント**

② 地場産業との連携
 

・自立相談支援事業は地場社会的企业創立協議会へ委託をしており、相談の延長で個々の実情に応じた就労支援を行っている。そこで、差し引いたのは、すぐについに一般就労が難しい方の支援として、**中間的就労の自算回復**である。例えば、地場産業である漁業に合せて、扱い手がないものの重要な資源となる漁業作業（魚を取る網の整備・漁網作成）や、農家の栽培の収穫、加工、販売である。就労ができるような方がいれば就労自立に向けたステップアップの見守りをしてもらおう組みになっている。

**就労支援を展開するに当たっての取組みのポイントを記載しています**

④ 相談者の状況確認

・中間的就労やボランティア先への不定期訪問により、相談者の状況確認を行っている。この状況確認は相談員やケースワーカーが行うのではなく、訪問を専門とする自立支援員が実施している。この支援のメリットは、自立支援員と相談者に信頼関係が生まれ、相談員やケースワーカーに苦手ないこども自立支援員に相談せず、相談者の状況を的確に把握することができる。

⑤ 取組みの成果

・中間的就労では、社会生活自立から就労自立へのハードルを下げる点、さらに相談者の社会生活自立を支える点で一定の成果があると考えている。

・保護受給率は高いが、1人あたりの支給保険料は低く、中間的就労等の自立プログラムが機能している結果と考へている。

5. 今後の課題・展望

⑥ 中間的就労から次へのステップ

・中間的就労から就労自立になかなか至らないという弊にぶつかっている。相談者も中間的就労がなくなり、事業所側も慣れた人が来てくれればそれだけ作業効率が良いということもある。相談者は自分の心地よい中間的就労の喜びから出るところへの怖さを、相談員やケースワーカーは相談者を外に踏み出させてしまうと、またひきこもってしまうのではないかといふう怖さを双方が抱えている。

・数年前には商事部門と連携して中間的就労の業務等を一緒にしていくという動きがあった。始めた頃にはこれまでのつながりもあり、経営者の理解がある企業に使ってもらう動きもあったが、やはり理解はあるとしても「出勤しなくなる」「無断欠勤をする」「時間が守れない」等がある人を雇うことは難しい。有効求人倍率も高く、人が足りないということを机を感じつづめ、マッチングし送り出すことができずいる状況である。

・また、中間的就労から次のステップに対する相談者の相手感も強くなり、仕組みの難しさやあり方について検討の必要性を感じている。

⑦ 若者サポートステーション等との連携の検討

・生活困窮者へのさらなるアプローチとして、これまで連携していない団体との連携を加速することが必要と考えている。具体的には、ひきこもりの支援として、地域若者サポートステーションがアウトリーチ等を実施している地域もあると聞いているので、次年度は、このような団体へ支援の内容や実績について聞き取りし、調査・研究していかないと考えている。

・年々高齢者世帯の割合が増加しており、就労に関する事業参加者が減少傾向にある。そのため、今後の展望としては、高齢者に対する求人の開拓や社会全体として高齢者への求人が増加することを期待している。

関係機関やハローワークとの連携に当たっての成果を記載しています

就労支援を展開するに当たっての今後の課題と展望を記載しています

## (2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）の連携事例の解説

**一体的実施施設名と取組みのポイントを一言で記載しています**

No.2 ジョブスポット草加

草加市・自立相談支援機関との関係機関との日常的な連携により、支援の見立て・方向性を共有し、対象者に応じた効果的な支援を実施

1. ハローワーク管内の状況

- 「ジョブスポット草加」は、草加市役所内に設置されたハローワーク窓口。
- 「ジョブスポット草加」を実施するハローワーク草加管内の状況は次のとおり。

管轄区域	草加市、三郷市、八潮市	有効求人倍率 <sup>※1</sup>	1.01 倍（全国：1.20 倍）
月間有効求人倍率 <sup>※1</sup>	5,443 人	5,415 人	
職業別有効求人倍率 <sup>※1</sup> (常用フルタイム)		1.24 1.23 1.19 1.18 1.17 1.16 1.15 1.14 1.13 1.12 1.11 1.10 1.09 1.08 1.07 1.06 1.05 1.04 1.03 1.02 1.01 1.00 0.99 0.98 0.97 0.96 0.95 0.94 0.93 0.92 0.91 0.90 0.89 0.88 0.87 0.86 0.85 0.84 0.83 0.82 0.81 0.80 0.79 0.78 0.77 0.76 0.75 0.74 0.73 0.72 0.71 0.70 0.69 0.68 0.67 0.66 0.65 0.64 0.63 0.62 0.61 0.60 0.59 0.58 0.57 0.56 0.55 0.54 0.53 0.52 0.51 0.50 0.49 0.48 0.47 0.46 0.45 0.44 0.43 0.42 0.41 0.40 0.39 0.38 0.37 0.36 0.35 0.34 0.33 0.32 0.31 0.30 0.29 0.28 0.27 0.26 0.25 0.24 0.23 0.22 0.21 0.20 0.19 0.18 0.17 0.16 0.15 0.14 0.13 0.12 0.11 0.10 0.09 0.08 0.07 0.06 0.05 0.04 0.03 0.02 0.01 0.00	
職業別有効求人倍率 <sup>※1</sup> (常用パート)		1.31 1.28 1.26 1.24 1.23 1.22 1.21 1.20 1.19 1.18 1.17 1.16 1.15 1.14 1.13 1.12 1.11 1.10 1.09 1.08 1.07 1.06 1.05 1.04 1.03 1.02 1.01 1.00 0.99 0.98 0.97 0.96 0.95 0.94 0.93 0.92 0.91 0.90 0.89 0.88 0.87 0.86 0.85 0.84 0.83 0.82 0.81 0.80 0.79 0.78 0.77 0.76 0.75 0.74 0.73 0.72 0.71 0.70 0.69 0.68 0.67 0.66 0.65 0.64 0.63 0.62 0.61 0.60 0.59 0.58 0.57 0.56 0.55 0.54 0.53 0.52 0.51 0.50 0.49 0.48 0.47 0.46 0.45 0.44 0.43 0.42 0.41 0.40 0.39 0.38 0.37 0.36 0.35 0.34 0.33 0.32 0.31 0.30 0.29 0.28 0.27 0.26 0.25 0.24 0.23 0.22 0.21 0.20 0.19 0.18 0.17 0.16 0.15 0.14 0.13 0.12 0.11 0.10 0.09 0.08 0.07 0.06 0.05 0.04 0.03 0.02 0.01 0.00	

2. 連携先の自治体名や連携に至った背景

- アクション・プランに基づき平成27年6月28日より草加市と埼玉労働局が雇用・福祉施策を一体的に実施する協定を締結。以降、生活困患者・生活保護受給者等を支援対象とした生活福祉・就労援助事業を連携して一体的に実施。
- ジョブスポット草加は、市役所別館の生活支援課、まるごとサポートSOKA（自立相談支援窓口）、草加市シルバー人材センターと同じフロアに構設されたハローワークの窓口。

連携先の自治体名や連携に至った背景を記載しています

**一体的実施施設のハローワーク管内の情報を記載しています**

3. 自治体・外部との連携内容

●市・自立相談支援機関との連携

日常的な情報交換を行う上での窓口と連携していることが大きな強み

・「まるごとサポートSOKA」は生活困患者自立相談支援窓口で、草加市社会福祉協議会が事業を実施、ジョブスポット草加に隣接。予約日時に来所しなかった場合でも、市に来所しなかった旨が伝えられるため、そこで市の担当者やジョブスポットの担当から連絡を取り、電話で次の予約の日時を決めている。

・ジョブスポット側で面談時に遇到了があれば、すぐに回答してもらえるような連携性を構築。常に報告・連絡・相談をこまめに行なうことで、支援対象者の方に安心して利用してもらえる。

●草加市シルバー人材センターとの連携

高齢の方は、ケースに応じてシルバー人材センターへ

・草加市シルバー人材センターのコーナーがジョブスポット草加に隣接。60歳以上の方のうち常用就職が困難な方が来所した際は、ご本人の希望も踏まえつつ、草加市シルバー人材センターを紹介し、草加市シルバー人材センターの方の支援が受けられるようになっている。

●ステップアップサポートSOKA（就労移行支援事業所）との連携

障がいのある方は、ケースに応じて就労移行支援事業所へ

・ステップアップサポートSOKA（就労移行支援事業所）と連携。就労移行支援の利用が必要と思われる方に限っては、市のケースワーカーや相談支援員に伝え、必要であれば就労移行支援につないでもらう。その後の状況についても、ステップアップサポートSOKAの相談員とジョブスポット草加との間で、電話により随時情報共有を行っている。

4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

情報共有の密度が支援の方向性の一一致につながり、就労支援が促進される

・ジョブスポット草加に設置されている四つの窓口内に市の生活支援課、まるごとサポートSOKA、草加市シルバー人材センターが隣接しているため、情報の共有・相談・報告がスムーズ。

・関係機関との情報共有により、支援対象者が抱えている問題や性質、傾向が分かることで、各機関における支援の方向性を一致させることができることで、

自治体との連携が進むことにより得られるメリットや効果を記載しています

5. 支援対象者の応募先の確保について工夫していること

●支援対象者の応募先の確保における工夫

・企業の理解が重要。企業の中には、生活困患者・生活保護受給者への雇用があり、採用を躊躇されることもあるため、応募先の企業の方の差別化に、生活困患者等の就労支援について説明し、理解を怠っている。

・高齢の方については、草加市シルバー人材センターとも連携しながら就労に結び付けるケースもある。

6. 取組みのポイント

●支援対象者の状況について、関係機関とこまめな情報共有を

・市の生活支援課やまるごとサポートSOKA、草加市シルバー人材センターとの情報交換はコロナバーストで行われているが、関係機関につないで終わりではなく、つないだ後の支援対象者の様子をこまめに確認することで、各機関が育成する記録とジョブスポットの記録内容に大きな違いが生まれない形態を構築している。

●関係機関へのフィードバックが大切

・連携に当たってはお互いに伝え合うことが大切。実対象者に関して各種機関の見立てを基準しながら、支援対象者だけではなく、支援者の方々が何を決めているかもきちんと持つを汲んで、積極的にフィードバックを行わなければ、連携はうまくいかないと想えるので、日々の相談業務に当たっている。

7. 今後の課題・展望

・経済的・物質的な支援だけではなく、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の一層の充実、経済の知識や働く意味、生きるための学び直し等の支援がさらに整備されれば、社会に対して希望を持てる方がたくさん出てくると考える。

・支援対象の方々はさまざまな経験を経て人生を歩んでいるので、充実して働き、幸せを感じるような生活を目指して就労支援を行っていきたい。

今後の一体的実施施設の運営に当たっての課題や展望を記載しています

第3章  
ハローワークの連携事例

4

### 3 事例の一覧表

#### (1) 福祉事務所設置自治体の連携事例

No	自治体名	都道府県	総人口※1	保護率※1	高齢化率※1	自立相談支援機関の運営形態	掲載ページ
1	釧路市	北海道	16.4万人	49.3%	34.5%	委託	8
2	岩沼市	宮城県	4.4万人	6.9%	26.7%	委託	11
3	調布市	東京都	13.2万人	13.3%	21.6%	委託	14
4	あま市	愛知県	8.9万人	7.6%	26.0%	直営	17
5	京丹後市	京都府	5.3万人	9.9%	36.6%	直営	20
6	高槻市	大阪府	35.0万人	16.5%	29.3%	直営	23
7	阪南市	大阪府	5.3万人	10.4%	33.1%	委託	26
8	尼崎市	兵庫県	45.9万人	4.0%	27.5%	直営	29
9	倉敷市	岡山県	48.0万人	14.7%	27.5%	委託	32

※1…令和3年9月末時点

(2) ハローワーク（生保型一体的実施施設）の連携事例一覧

No	一体的 実施施設名	管轄 労働局	管轄 安定所	連携 自治体名	左記自治体 における 人口規模※1	安定所管内 有効求人 倍率※2	掲載 ページ
1	つなぐハローワークこが	茨城 労働局	古河 公共職業 安定所	古河市	14.1 万人	1.42 倍	36
2	ジョブスポット草加	埼玉 労働局	草加 公共職業 安定所	草加市	25.0 万人	1.01 倍	40
3	千葉市自立・就労 サポートセンター稻毛	千葉 労働局	千葉 公共職業 安定所	千葉市	97.7 万人	1.36 倍	43
4	江東就職サポート	東京 労働局	木場 公共職業 安定所	東京都 江東区	52.6 万人	0.80 倍	46
5	ジョブスポット港北	神奈川 労働局	港北 公共職業 安定所	横浜市 港北区	35.9 万人	0.88 倍	49
6	ジョブ縁ながの	長野 労働局	長野 公共職業 安定所	長野市	37.1 万人	1.54 倍	53
7	ワークサポートながた	兵庫 労働局	神戸 公共職業 安定所	神戸市 長田区	9.4 万人	1.03 倍	56
8	吳市就労支援窓口	広島 労働局	呉 公共職業 安定所	呉市	21.4 万人	1.01 倍	59
9	ハローワーク 高松・ジョブコーナー	香川 労働局	高松 公共職業 安定所	高松市	41.6 万人	1.67 倍	62

※1…令和3年9月末時点 ※2…令和4年1月時点

## 第2章 福祉事務所設置自治体の連携事例

# No.1 北海道釧路市

地場産業を活かした中間的就労を充実させることにより、  
相談者の社会的自立を支える

## 1. 地域の状況

総 人 口 :	16.4 万人	
保 護 率 :	49.3%	
高齢化率 :	34.5%	
位 置 :		
自立相談支援機関の運営形態	委託	

※令和3年9月末現在

## 2. 事業実施の背景と概要

### ●事業実施の背景

・釧路市では、平成14年に炭鉱閉山及び平成20年にリーマン・ショックの影響を受け、厳しい雇用情勢が継続したことから生活保護受給者が増大した。生活保護率は全道一高い状況であり、稼働年齢層への就労支援を一層充実させることが重要となった。

### ●事業の概要

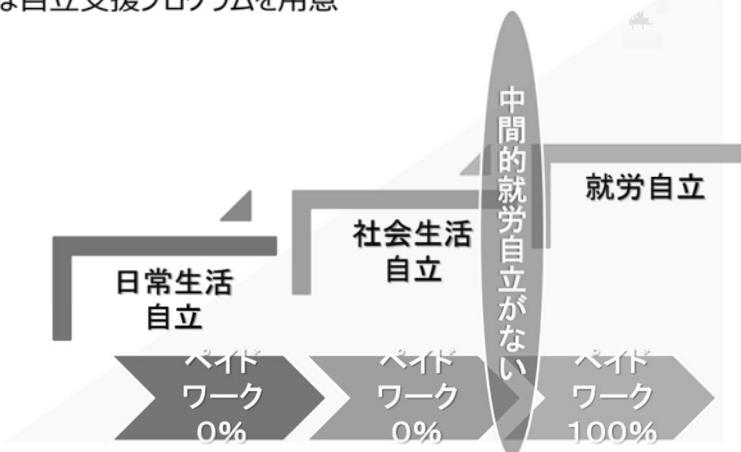
#### || 中間的就労の設置

・釧路市では日常生活自立、社会生活自立、就労自立と3つの自立段階を設定している。社会生活自立（社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として生活を送る）になっていても、すぐに一般就労に結び付くわけではない。そこで、社会生活自立と就労自立の中間的位置を中間的就労と位置づけその取組を充実させている。

・相談員は、相談者と面談し、意向やニーズを把握したうえで求職活動の提案をし、ハローワークや民間就職紹介会社につなぎ、就労に至らない方をボランティアや中間的就労等につないでいる。

**釧路モデルの分析と中間的就労**

ただちに就労困難、あるいはケースワークだけでは就労困難な生活保護受給者を対象にご本人の「ステージ」に応じた多様な自立支援プログラムを用意



出典：<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/000633425.pdf>

### ハローワーク等との連携

- ・生活福祉事務所内（生活保護部門）にハローワークの常設窓口を開設している。相談員による面接を行い、就労意欲が高く直ちに求職活動を行える相談者を常設窓口にワンストップでつなぐことができ、ハローワークの専門スタッフによる支援を受けることができる体制となっている。
- ・ハローワークにつないだ場合は、相談員とハローワークで月に1回ケース会議を開き、それまでに携わってきていた相談者の就職状況を共有している。ハローワークにつなげても就職が難しい場合は、市の中間就労に戻る場合もある。
- ・民間就職紹介会社との連携では定期的に紹介される求人情報を庁内担当間で共有している。

### 3. 取組みのポイント



#### 地場産業との連携

- ・自立相談支援事業は釧路社会的企業創造協議会へ委託をしており、相談の延長で個々の実情に応じた就労支援を行っている。そこで、着目したのは、すぐに一般就労が難しい方の支援として、中間的就労での自尊心回復である。例えば、地場産業である漁業において、担い手がいないものの重要な整網作業（魚を取る網の補修・新規作成）や、農園での蕗の収穫、加工、販売である。就職ができそうな方がいれば就労自立に向けたステップアップの見守りももらう仕組みとなっている。



## 相談者の状況確認

- ・中間就労先やボランティア先への不定期訪問により、相談者の状況確認を行っている。この状況確認は相談員やケースワーカーが行うのではなく、訪問を専門とする自立支援員が実施している。この支援のメリットは、自立支援員と相談者に信頼関係が生まれ、相談員やケースワーカーに話さないことも自立支援員には話す等、相談者の状況を的確に把握することができる。

## 4. 取組みの成果

- ・中間的就労では、社会生活自立から就労自立へのハードルを下げる点、さらに相談者の社会生活自立を支える点で一定の成果があると考えている。
- ・保護受給率は高いが、1人あたりの支給保護費は低く、中間的就労等の自立プログラムが機能している結果と考えている。

## 5. 今後の課題・展望

### || 中間的就労から次へのステップ

- ・中間的就労から就労自立になかなか至らないという壁にぶつかっている。相談者も中間的就労が良くなり、事業所側も慣れた人が来てくれればそれだけ作業効率が良いこともある。相談者は今的心地よい中間的就労の雰囲気から外に出ることへの怖さを、相談員やケースワーカーは相談者を外に踏み出させてしまうと、またひきこもってしまうのではないかという怖さを双方が抱えている。
- ・数年前には商業部門と連携し、中間的就労の開拓等を一緒にしていくという動きがあった。始めた頃にはこれまでのつながりもあり、経営者の理解がある企業に雇ってもらう動きもあったが、やはり理解はあっても「出勤しなくなる」「無断欠勤をする」「時間が守れない」等がある人を雇うことは難しい。有効求人倍率も高く、人が足りないということを肌で感じつつも、マッチングし送り出すことができずにいる状況である。
- ・また、中間的就労から次へのステップに対する相談者の拒否感も強くなり、仕組みの難しさやあり方について検討の必要性を感じている。

### || 若者サポートステーション等との連携の検討

- ・生活困窮者へのさらなるアプローチとして、これまで連携していない団体との連携を加速することが必要と考えている。具体的には、ひきこもりの支援として、地域若者サポートステーションがアウトリーチ等を実施している地域もあると聞いているので、次年度は、このような団体へ支援の内容や実績について聞き取りし、調査・研究していきたいと考えている。
- ・年々高齢者世帯の割合が増加しており、就労に関する事業参加者が減少傾向にある。そのため、今後の展望としては、高齢者に対する求人の開拓や社会全体として高齢者への求人が増加することを期待している。

## No.2 宮城県岩沼市

相談者のその先にある課題をも想定した、  
きめ細かいアセスメントにより相談者を就職につなげる

### 1. 地域の状況

総人口：	4.4万人	
保護率：	6.9%	
高齢化率：	26.7%	
位置：		
自立相談支援機関の運営形態	委託	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- ・自立相談支援委託事業者が就労に関する情報提供の場も必要ではないかと発案し、仕事や日常生活の困りごとについて相談ができる「社協就活サロン ここから☆」を立ち上げた。主にハローワークや就労移行支援事業所から求人・就職訓練・就労支援等の案内を提供いただき、それらを会場内にて自由に見ることができる場としている。

#### ●事業の概要

##### || 就活サロンの開催

- ・「社協就活サロン ここから☆」は、月2回程度開催される、予約なしで来ることができるサロンとなっている。
- ・場所は、社会福祉協議会の事務所とし、相談員が実施しているため、追加費用も発生せず、負担感なく実施することができている。
- ・コロナ前はお茶を飲みながら求人を見る・話したいことがあれば相談員に相談する等フランクに行ってきた。
- ・相談者は個々に来場され、またお互い知られたくないということもあります、来場者同士の交流はない形で実施している。

### 3. 取組みのポイント



#### ハローワークとの連携

- ・ハローワークは「社協就活サロン　ここから☆」に巡回相談で訪問してくれている。当初、生活保護者の巡回相談であったが、生活困窮者についても実施の提案があり、月2回のうち1回は生活保護者、もう1回は生活困窮者を対象として相談を受けている。
- ・当初は生活保護者の枠が空いていれば生活困窮者にも対応いただく形式であったが、コロナの影響で生活困窮者の求職者が増え、現在は生活保護者枠も借りながらハローワークの方の相談を受けている状態である。1回の巡回相談で相談される方は5人程度であり、連絡・調整のため社会福祉協議会とハローワークの間で連携が密に行われている。

**自立した生活を目指に  
次のような支援が行われます**

必要な支援を把握し、ご本人の状況に応じたさまざまな支援につなげていきます。

**自立相談支援事業** 生活に困ったときは、まずご相談ください

生活に困窮している人が生活保護に陥ることなく、早い段階で自立した生活に戻れるよう、専門性を有する支援員（主任相談支援員、相談支援員、就労支援員、家計相談支援員）が相談を受け、その人の抱えるさまざまな問題に対応した支援へつなげていきます。



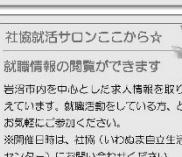
**家計改善支援事業**

家計の立て直しを支援します  
家計状況の「見える化」と、失業や給付など根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成や、関係機関へのつなぎ、必要に応じた貸付の紹介などを行います。



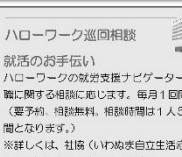
**社協就活サロンここから☆**

就職情報の閲覧ができます  
岩沼市内を中心とした求人情報を取りそろえています。就職活動をしているか、どうぞお気軽にお尋ねください。  
※開催日時は、仕様（いわぬま自立生活支援センター）にお問い合わせください。



**ハローワーク巡回相談**

就活のお手伝い  
ハローワークの就労支援アドバイザーが就職に関する相談に応じます。毎月1回開催。  
（要予約、相談無料、相談時間は1人50分間となります。）  
※詳しくは、札場（いわぬま自立生活支援センター）にお問い合わせください。





#### アセスメントの徹底

- ・相談に来られる方の状況を把握することが重要である。就労意欲があっても単純にハローワークにつなぐだけではなく、就労継続支援 A・B 型の相談支援事業所につなぐ必要があるような課題をお持ちではないか、といった視点も持ち、意向と適切なつなぎ先を確認していく作業を丁寧に行っている。
- ・アセスメントにあたっては、フェイスシートを作成している。基本的に何度も来所してもらえるように進め、連絡がない方には電話をして状況を伺うようにすることで、相談に来た後につながりが途切れないと工夫をしている。



#### 庁内連携の充実

- ・生活困窮の窓口に来られる方は他の課にまたがる課題を持っていることも多いため、「相談つなぎシート」を作り、課をまたいで共有する取組を行っている。生活保護者や障がい者ではフェイスシートを作り、話を重ねていく中でフェイスシートが埋まり、何が足りないか・何が課題かが見えてくるようにしている。
- ・何をするにしても課単独ではなく、他の課を巻き込むことが必要である。情報発信し、我が事として刷り込んでいくことである。「過去にこのようなことがあった」ということがきっかけで気づきにつながることがあるので、事例を重ねていくことが大事であると考えている。

- ・ゲートキーパーや認知症センター等は全職員に受講させている。生活困窮に限らず介護・自殺対策等の研修をすることで、「これは困窮の問題につながるのではないか」という職員の意識付け・醸成の下地を作っている。

## 4. 取組みの成果

- ・住居確保支援金を受けている方の就職率（令和2年度）を見ると、17人中14人が就職を決めている。
- ・生活保護率も減少傾向にある。就労支援員が様々な職種としっかりつなぎあい、さらにハローワークと連携を取りながら就職に結びつけ、また何らかの障害年金があれば自立した生活が送れるというように、いろいろな制度を組み合わせながら自立に向けて進めることを主眼に行っている。ひとりひとりに合った制度をうまく活用していくことが大事であると考えている。

## 5. 今後の課題・展望

### 協力企業の開拓・連携

- ・企業からの求人は待っていても来ないため、企業の開拓・連携が必要だと考えている。
- ・また、相談者の中にはすぐに就労できない方もいらっしゃるため、「社協就活サロン ここから☆」では、就職活動一歩手前の方をサポートできるような取組（会社に実習に行く／交通費程度の報酬ができるような仕事・ボランティアと仕事の中間的な内容等）ができればと考えている。
- ・連携では、府内、社会福祉協議会、NPO 法人での会議体があるが、この会議体の規模を大きくして子ども福祉や保健所も入れ、問題が起きた際にすぐに集まって皆で討論できる場にしていきたい。府内で会議体が多くなるのは避けたいので、既存の会議体をどのように活用していくかが今後の課題であると考えている。

## No.3 東京都調布市

委託事業者のノウハウの活用と担当者間の連携により  
相談者を就職につなげる

### 1. 地域の状況

総 人 口 :	13.2 万人	
保 護 率 :	13.3%	
高齢化率 :	21.6%	
位 置 :		
自立相談支援機関の運営形態	委託	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- 以前は電車を乗り継がなければハローワークに行けず、案内しづらく、つなぎづらかったため、ハローワークを庁内へ誘致した。

#### ●事業の概要

##### ハローワーク等との連携

- 調布ライフサポート（自立相談支援事業の相談部分は調布市社会福祉協議会に委託）から就労を希望する相談者に対し、庁内ハローワーク及び調布市就職サポート事業（自立相談支援事業の就労部分及び生活困窮者就労準備支援事業は民間事業者に委託）と連携し、就労に結び付けている。
- 就労支援員、調布ライフサポート、調布市就職サポート事業、庁内ハローワーク及び市担当者で月に1度、連携の会議を開催している。

## ひとりで悩まずに、まずはご相談ください

仕事を辞めて家賃が払えない  
働きたいけれど、仕事の探し方がわからない  
仕事が長続かず自宅にこもりがちの子どもが心配…  
生活が苦しいけれど、どうすればいいのかわからない  
家のやりくりがうまくできない

**対象となる方**

- ・調布市内に在住している方
- ・生活保護を受給していない方

**相談無料  
秘密厳守**

～まずはお電話にてお問い合わせ下さい～  
＊事前にご予約いただきますと、お待たせすることはありません。

**【お問い合わせ先】**

**●調布ライフサポート●**

TEL:042-481-7693  
FAX:042-481-5115  
調布市小島町2-47-1  
総合福祉センター1階 調布市社会福祉協議会内  
開所時間 9:00~17:00(月~金)  
※祝日・年末年始除く

### ◆支援内容◆

**相談支援事業**  
必要に応じて他機関と連携し、一緒に解決に向けてあなただけの支援プランをつくります。

**就労支援事業  
就労準備支援事業**  
就労支援や就労への第一歩の機会を提供します。

**こんな支援します**

**住居確保給付金**  
家賃支払いが困難な方に対し、家賃相当額(上限あり)を求職中有期で支給します。(別途要件あり)

**家計改善支援事業**  
家計の立て直しのアドバイスをします。

### ◆支援例◆

**相談①**  
・突然仕事を解雇され、家賃が払えず、生活費も不足している。  
⇒就労支援員による職業紹介や就労書添削、面接練習を受けながら就職活動を続けた結果、新しい仕事に内定！  
※面接を受けるには、別途要件が必要です。

**相談②**  
・現在仕事はしているが、負債が多くなってしまい、家計のやりくりができていない…。  
⇒家計の見直しを行い、負債について市役所機関で相談することで、家計状況の「見える化」を図ることができた！

**相談③**  
・夫婦ともに年金が少なく生活が苦しいので、少しでも働きたい。  
・一人息子は数年前に離婚してから仕事に就けていないので、今後が心配…。  
⇒無理のない範囲でできる仕事を紹介し、夫婦ともに内定！  
**◆息子への面談・就労準備支援**  
⇒面談を通して、1つずつ課題を整理。居場所サロンに参加して生活リズムが整ってきた。また、パソコン講習で自信がついてきた。

### 3. 取組みのポイント



#### 就労支援を民間事業者へ委託

- ・就労支援にあたっては、そもそも就労ノウハウに加えて、市内企業とのつながりをどのように保つか・構築していくかという点でノウハウが不足しており、これらを補うため、**専門性の高い民間事業者（人材派遣会社）へ委託**している。委託することで就労につながる可能性が高くなる点で基礎自治体としてメリットを感じている。
- ・民間事業者とハローワークについては、相談者にどちらも紹介し、基本的にはどちらを利用したいか**相談者の意向を尊重した選択性**としている。
- ・民間事業者では**地域の軽作業事業所を開拓**しているほか、午前のみ、午後ののみの作業に加え、通い先（居場所）としての機能も有しているため、一般就労前の段階における自立段階での強みを持っている。



## 担当者間による連携

- ・月次での定期連携会議を行う他、生活困窮者自立支援法に基づく支援調整会議等を通じた情報交換を行っている。さらに、現場での質問事項や困りごとについては、相談を受けつつ、アドバイスをするような関係構築ができている。
- ・就労支援員にハローワークOBを採用し、連携についてもとりやすい環境を整備している。庁内ハローワークは物理的距離も近いことに加え、OBがいることで顔の見える信頼関係構築が円滑に進んでいる。

## 4. 取組みの成果

- ・単体の相談窓口ではみられない相談者の一面や情報を得られることがあるため、情報を持ち寄ることで、より充実した支援を行うことができている。情報交換は、口頭による情報交換を主とし、共通のシートなどを用いることはないが、口頭での連携が顔の見える関係を構築しているとも言える。
- ・連携により就職先（求人）が広がっている。企業開拓にあたっては、ハローワークが担当する補助制度等についても紹介することができるほか、民間事業者が小売店情報を細かく収集しており、幅広い求人を提供することができている。
- ・定着支援を行っており、定着率の向上につながっていると感じる。

## 5. 今後の課題・展望

### || 地域若者サポートステーション等との連携

- ・就労準備支援事業は、利用者の多くがシニア層になっており、若者世代に必ずしも適応したものとなっていない。そのため、地域若者サポートステーション等との連携を行うことで、若者の就労につながると考えている。
- ・コロナ禍においては、就労につながる方が減少傾向にあるため、これまでどおりハローワークとの連携や委託事業と就労につなげるアイデアを出し合い支援を継続していきたいと考えている。

## No.4 愛知県あま市

広域的に就労先を確保する取組と他自治体との連携により、相談者の選択肢を広げる

### 1. 地域の状況

総人口：	8.9万人	
保護率：	7.6%	
高齢化率：	26.0%	
位置：		
自立相談支援機関の運営形態	直営	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- 平成22年に合併し、あま市が創設されて以降、生活困窮者の受け入れに協力いただける企業を数社把握していた。相談者からの要望を確認していくと、企業の選択肢の幅を持たせ、もっと多くの企業とつながる必要性を感じ、協力企業とつながる取組を始めた。

#### ●事業の概要

##### 就職者を通じた協力企業開拓

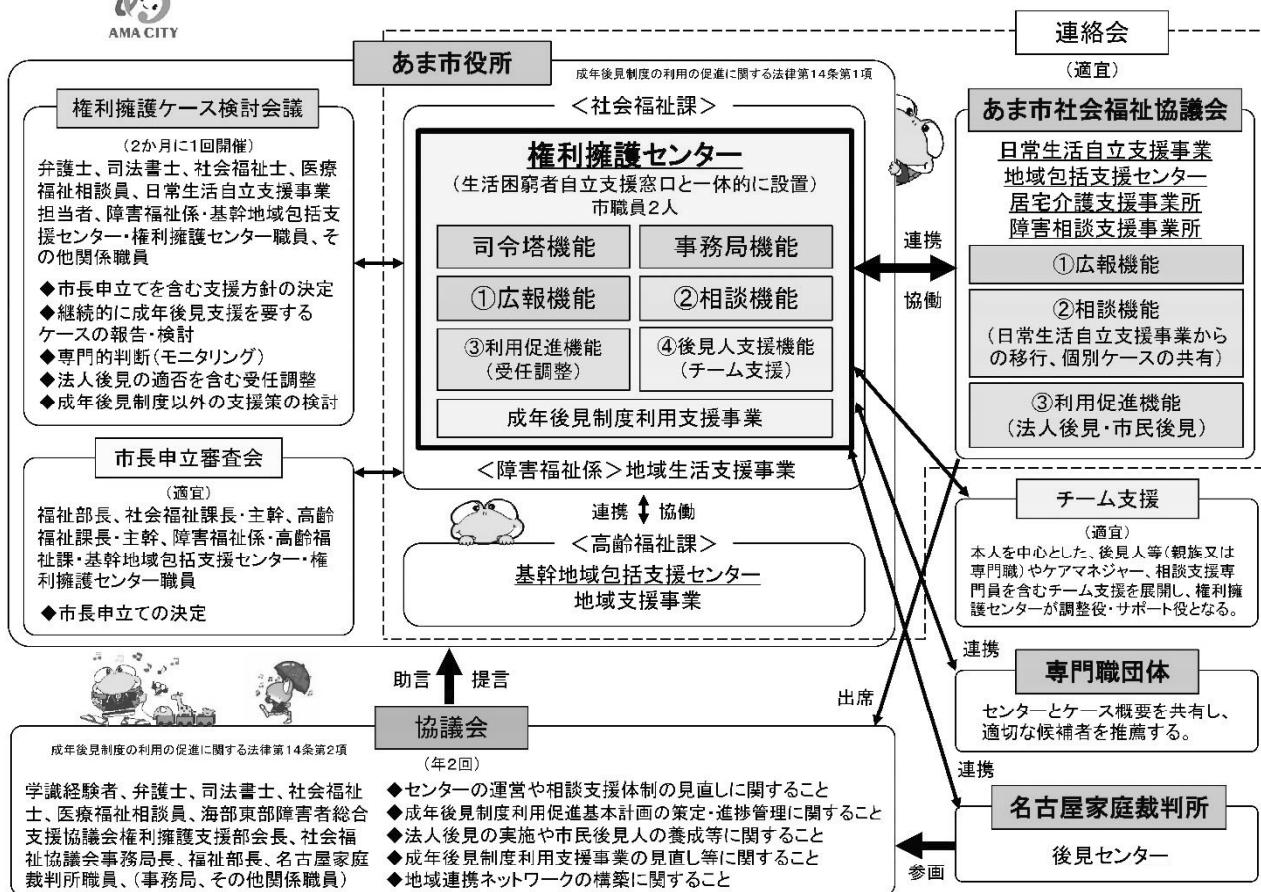
- 同意を得られた相談者が就職する際に、企業とつながることができるチャンスと捉え、市の事業内容を紹介し、協力企業の開拓を実施している。その企業をリスト化し、府内で把握出来るようにしている。紹介できる方がいる場合は、企業に紹介する取組を実施している。

##### ○ 庁内・府外連携

- あま市では権利擁護支援センターの設置にあたり、生活困窮者自立支援窓口に一体的に設置するとともに、地域資源の活用の視点から社会福祉協議会と市がセンター事業を協働する体制を構築した。様々な事業において府内・府外の有機的な連携を構築する取組も推進している。



## 中核機関及び権利擁護センターのイメージ図(機能分散型)



### 3. 取組みのポイント

#### 広域的な協力企業の確保

- 協力企業は、市内の企業のみならず、周辺市町村の企業とも関わりを持つようしているほか、一般企業のみならず、福祉サービス事業者等とも顔の見える関係を構築する努力をしている。
- たとえば、就労A型につないだ場合では、サービス管理責任者等の支援者の顔をしっかりと覚え、市に自立相談支援機関があるということも伝えるようにしている。予算をかけずに関係を構築する取組である。

#### 他自治体との連携

- 県内自治体と情報を共有する取組も行っている。あま市で作成したリスト、協力企業の情報については、問合せがあれば他の自治体に情報提供するとともに、あま市の相談者が近隣自治体での就労を希望している場合では、他自治体の協力企業等を聞き取りするなど、双方向で共有する取組も実践している。

## 4. 取組みの成果

- ・協力企業をリスト化することで、支援の輪を広げるとともに、就職先の確保、選択の多様化に役立っている。

## 5. 今後の課題・展望

### 商工所管部署との連携

- ・府内の商工所管部署の事業を把握し、どのような点で協力しあえるか、検討していくことが課題である。新型コロナウイルス感染症拡大により事業者も生活に困っている人が増えていることが考えられ、このような視点からも協力しあえる点を模索していきたいと考えている。

### 他自治体との組織的な連携の仕組み

- ・他自治体との連携は、仕組化まではされておらず、担当間での情報共有にとどまっている。今後も継続的、組織的に実施できるよう、取り組んでいくことが必要と考えている。



### 交通手段について

就労準備にあたっては、面接時のスーツや携帯電話等の通信機器を保有していない等、さまざまな準備が整わないことで、就職活動ができない状態になっていることがあります。この準備が整わない一つに、交通手段・交通費がないということがあります。どのように交通手段を確保するのかは相談者にとっても悩むところです。これは決して面接の時だけにかかわらず、ハローワーク等に通うときにも同様です。この解決策として、全国の福祉事務所設置自治体に対するアンケートやヒアリング結果から以下の事例がみられました。

- ・自立相談支援事業の利用者が就労活動を行うための交通費に基金を利用して助成  
(みえ福祉の「わ」創造事業)
- ・就労準備支援事業を外部委託し、受託事業者が工夫し、交通手段を提供(あま市)
- ・公用車の利用(京丹後市)※同行支援

## No.5 京都府京丹後市

ワンストップ相談窓口による相談の受け止めと  
多様な機関と連携した支援を実施

### 1. 地域の状況

総 人 口 :	5.3 万人	
保 護 率 :	9.9%	
高齢化率 :	36.6%	
位 置 :		
自立相談支援機関の運営形態	直営	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

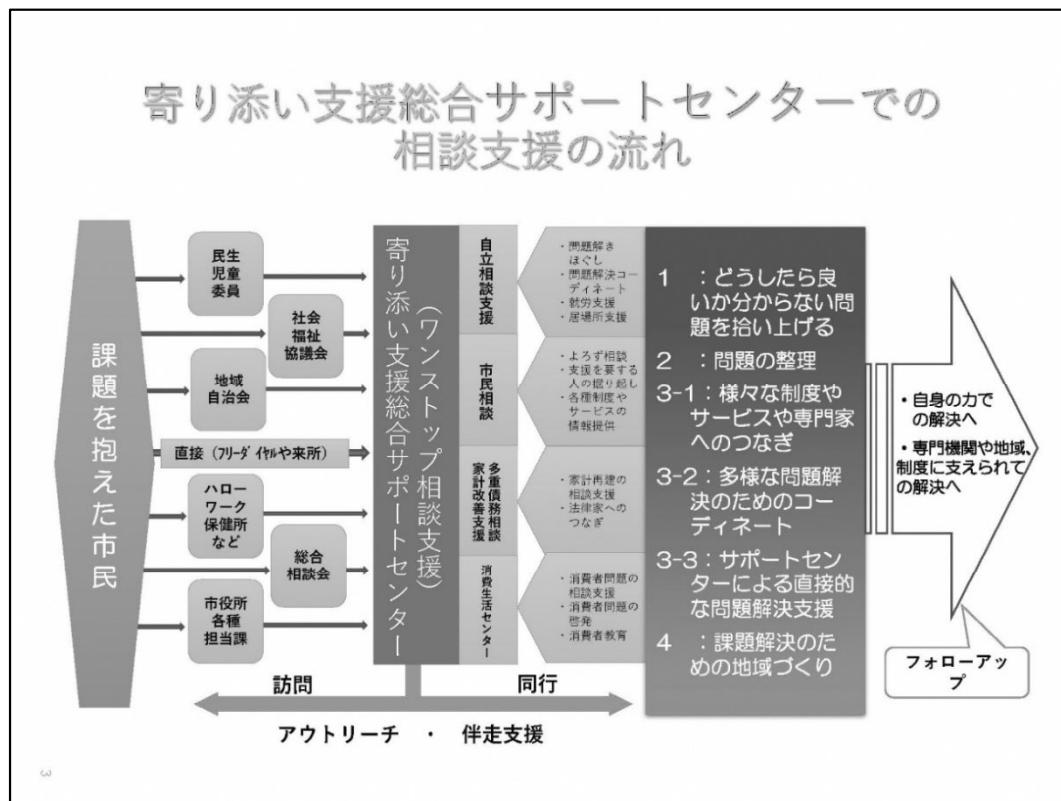
- 平成 16 年の合併後、分庁舎方式を採用し、それぞれの窓口で相談を受けていたが、近い地域での相談に対する抵抗感や公共交通機関も不便である等の課題があった。
- 平成 23 年度パーソナル・サポートサービスモデル事業に参画し「相談」から「支援」まで個別に寄り添う支援を開始し、平成 25 年度生活困窮者自立促進モデル事業にて相談機関を 1 か所に集約するワンストップ相談窓口を開設した。

#### ●事業の概要

##### || 関係機関との連携

- 自立相談支援の支援調整会議を毎週定期的に開催している。メンバーは社会福祉協議会、地域若者サポートステーション、ハローワーク、京都府の自立相談支援を担当している保健所、通所型の居場所、就労支援準備事業の委託先である。
- 会議では個別の支援について、新規登録・インテーク・プラン・評価という支援の一連についてカンファレンスを実施している。
- 近年はコロナの影響で社会福祉協議会の総合支援基金の件数が非常に多く、それが支援対象になっているため、これらの案件で 2 ~ 3 時間を要している。

- ・相談者の状況や支援状況について各機関が情報共有し、プラン作成を行うことで自立につなげている。



### 3. 取組みのポイント



#### 広域的な視点

- ・住民サービスは自治体ごとでされるが、相談者の仕事先や生活圏は広範囲で、単一自治体内だけでは対応できないことがある。ケースの引継ぎについても自治体以外の組織と連携しなければうまくいかない。住居についても府営住宅等を利用しようとすると府との連携が必要となる。ひきこもり支援も京都府では広域でネットワークを組んでいる。また、必要に応じて保健所の精神保健福祉士との連携も実施している。
- ・支援調整会議にさまざまな団体に参画してもらうことで、困難ケースへのアドバイスや支援のヒントをもらえ、非常に有効だと考えている。



#### 総合相談会の開催

- ・年4~5回、どのような相談でもその場で相談でき、かつ1回の来所で多くの分野にまたがって相談できる「総合相談会」を開催している。
- ・相談会は、自立相談支援員をベースとし、個人事業主に対する経営相談は商工振興課、商工会、心とからだのネットワークは保健所の精神福祉士、子育て・健康事業は健康推進課、その他税務課、生活保護担当、社会福祉協議会、地域若者サポートステーション等が参加している。

- ・時期は次を基本として開催。
  - 6月・・・就学・就労し2月経過で不安、壁にぶつかった人がおられるのではないか
  - 8月・・・お盆の帰省で高齢者の変化に気が付いた人がおられるのではないか
  - 11月・・・年末に向けて不安になる人がおられるのではないか
  - 2月・・・年度末・新年度を迎えるにあたって不安になる人がおられるのではないか。

※R3年度は、コロナ禍で年越しに不安がある人がいらっしゃることもあるので12月末（閉庁日）にも開催

## 4. 取組みの成果

- ・さまざまな課題を抱える方をとりこぼすことなく、受け止める体制になっている。
- ・連携を深めることで、1自治体ではできない支援、1自治体では気がつけない視点、支援のアドバイスを得ている。

## 5. 今後の課題・展望

### 会議のあり方の検討

- ・個人情報保護の観点から支援会議は必要だが、単純に会議を増やすことではなく、支援をやりやすくするための支援会議のあり方を検討する必要がある。
- ・例えば、民生委員はひきこもり状態にある方がいることを承知していても、誰かに相談すると民生委員からの情報だと相談者に知れてしまうことを恐れ、その後の活動への影響を考慮し、相談できないことがある。
- ・一方で地域には異変に気づいて連絡する仕組みが構築されている。
- ・支援会議では守秘義務を設けて情報を共有することができるため、民生委員も相談ができ、地域は見守りをし続けることができるようになると考えている。そのため、支援会議の参加者を含め、その開催方法を検討していくことが課題となっている。

### 連携による支援の充実

- ・連携強化のためには、ケースに合わせて必要なことを重ねていくことが重要だと考える。
- ・困窮者の場合、当窓口が「無理だ」と言ってしまうと先はない。ケースがさまざまある中で信頼を得るには同じ支援者では困難なこともある。
- ・関連機関である保健所やハローワーク等、その人にとって何がきっかけとなるかはわからぬいため、どの機関であっても待つだけではなくアウトリーチ（訪問だけでなく場を作ることを含む）を提案してもらえるような連携ができれば、相談者とつながることができるのでないかと考える。
- ・「こちらの機関ではこのタイミングではつながれなかったので、そちらの機関ではどうか」というように、その人のケースや時期に合わせた連携の変化が必要である。「こちらではこのような取り組みができます」だけではなく、具体的にどのように動くのか、多機関が認識を合わせ重層的な支援を行える連携は大事だと考える。

## No.6 大阪府高槻市

ハローワークとの一体的支援と民間企業との緊密な連携により、対象者の早期就労を図る

### 1. 地域の状況

総人口：	35.0万人	
保護率：	16.5%	
高齢化率：	29.3%	
位置：		
自立相談支援機関の運営形態	直営	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- 生活困窮者自立支援制度は平成27年4月から実施されているが、高槻市では、平成26年9月からモデル事業として、雇用状況の変化による非正規雇用者の増加など勤労世帯の所得低下や地域との関係性の希薄化などによる社会からの孤立といった問題等に対応するため、事業を実施している。

#### ●事業の概要

##### || ハローワークとの連携

- 生活困窮者自立支援窓口に隣接した場所にハローワークの常設窓口を開設している。ハローワーク常設窓口とワンストップで一体的に支援を行うことで、相談者の利便性向上に寄与している。

##### || 職場体験制度の充実

- 稼働能力は有しているものの、社会との関わりに不安を抱えており、また、就労意欲が低下している等の理由で就労に向けた準備が整っていない方に対して、一般就労に向けた準備としての基礎能力の形成を図ることを目的として、民間企業に協力を求め、事業所等での職場

**体験事業を実施**している。高槻市内での職場体験協力企業は 70 か所を超えており、多くの相談者の状態にあった業種・業態の紹介が可能となっている。職場体験協力金の支給など、企業の負担感を軽減させる取組により、地域企業との関係性の維持及び制度理解が得られている。

地域の発展を支える地元企業の皆様へ高槻市からのお知らせ

## 就職に不安を抱える方の 職場体験の 受入先を募集します!

詳しくは裏面をご覧下さい

高槻市独自の  
協力金を  
支給!

まずはお気軽にお問い合わせください  
福祉相談支援課 くらしごとセンター  
TEL : 072-674-7198

高槻市

高槻市では、仕事に就きたいという希望を持ちながら、さまざまな不安を抱え就職できない方への支援に取り組んでいます。  
「働きたいけれど人間関係が苦手」「自分の能力に自信がない」「社会経験が少なくて不安」といった悩みを抱えた方にとって、そうした事情に理解と配慮のある職場の確保が大変重要です。  
私たちも気持ちがあながたも「就労まであと一歩」の方が、仕事を通じて自立し、よりよい人生を拓いていくよう、地元企業の皆様のご協力をお願いします。

職場体験の受け入れについて

- まずは数日間の体験から。市の就労支援員がサポートします。
- 参加者への費用等は不要です。雇用関係も生じません。
- 参加者が負傷した場合等の保険は市が加入します。
- 1日の受け入れにつき3,000円の協力金をお支払いします。
- 長期雇用に繋がった場合は、国の助成金(最大60万円)があります。

協力金の交付までの流れ

職場体験から就職へ

Aさん(30代の場合)  
大学を卒業した後、就職活動がうまくいかず、その後は悩みを抱えながらほどんど自宅で過ごしていました。なんと自分で変えたいと思っていたところ、市の職場体験へ参加する機会があり、最初は酒に一度の義務感からでしたが、受入先の社員様や従業員の方々に配慮していただき、徐々に自信がついてきました。その結果、約半年後には就職が決まり、現在も毎日働いています。私の人生にとって職場体験の機会が本当に大きな転機となり、本当に感謝しています。

市内協力事業者

N社長  
「私どもの職場には、若い方から高齢者まで様々な方が働いており、それぞれの能力や事情に応じた働き方ができるよう、社内の職場づくりに取り組んでいます。市役所から職場体験の協力依頼をいただいた時は、少しでも地元に貢献できればという思いで参加をしましたが、結果的にはあなたの真面目な姿勢に感動を受け、そのまま就職してもらうことにしました。今では職場の雰囲気にもすっかり慣れ、今後は業務のリーダー役として大いに期待をしています。」

### 3. 取組みのポイント



#### ハローワークとの連携

- ハローワークとは **1週間に1度ミーティングの機会を設けている**。
- ミーティングは **1回30分**と時間を決め、負担感のないように、市側の主担当1人は常に出席するが、就労支援員及びその他関係課職員については、輪番制にするなどの工夫をしている。



#### 職業体験協力事業所の確保

- 職業体験協力事業所は、**高槻市の行政職員が直接企業担当者に連絡**し、協力を求めている。
- 市役所から直接協力を求めることで、企業からは前向きな回答をいただけることが多く、職場体験の受入について懸念を示されることは少ない。
- 職業体験協力事業所の開拓については、商工会議所や産業関係課と連携し、募集をしているが、対象者支援において効果的な職場体験ができる事業所を開拓するには、**一事業所ずつ、足を運び**、制度理解を求めていく方法が最も効率的であると考えている。



## 職業体験時の工夫

- ・職業体験時は、相談者、支援員、協力事業所が相互に相談者像を理解できるよう目標、強み、弱み、配慮点等をまとめた「職場体験シート」を作成している。

## 4. 取組みの成果

### || ハローワークとの連携

- ・週1回 30分という定期的かつ短時間なミーティングがあることで、それぞれの機関において情報共有が必要であると感じた事柄があれば、すぐに情報共有や調整が可能である。定例のミーティングにすることで、平易な形で取り組めている。ハローワークと求人情報や目標指標等の共有を数多く行うことにより、就職率向上にもつながっている。

### || 職場体験制度

- ・職業体験事業所から求人募集がある場合、市に声かけをいただけるようになっている。
- ・事業所としては、初めて会う人を面接・雇用するより、市を通じての職場体験により、相談者の働きぶりや特性を確認した上で雇用した方が、継続して働いてもらえる点でメリットがある。市は事業所を訪問して、担当者や仕事内容を把握しているため、相談者が事業所の仕事内容とマッチするか、一定の判断ができる。
- ・事業所にとっても相談者にとっても相互にメリットのある取組となっている。

## 5. 今後の課題・展望

### || 情報共有・連携の充実

- ・就職支援は行政区を超えた就労支援になることが多いため、広域での連携を深めていきたい。ハローワーク管内の自治体担当者間で情報共有できる仕組みが構築されればさらに支援が進むのではないかと考える。
- ・生活困窮者、生活保護受給者向けに体験就労等、民間企業との連携を進めてきた。この協力企業の中には、日払いの給与支給や携帯電話等の連絡先が無い状態での就労にも対応していくだけの企業があるため、様々な課題を抱えた対象者へ柔軟な対応が可能となっている。
- ・職場体験協力事業者から、数多くの求人情報を提供していただいている。タイミングの問題などでご紹介ができないこともあるため、市に求人依頼があったときにはその情報を近隣市町村（ハローワーク圏域）まで広げ、共有できる仕組みを構築したいと考えている。

## No.7 大阪府阪南市

地場産業と連携した就労体験見学の充実により  
早期の就労へつなげる

### 1. 地域の状況

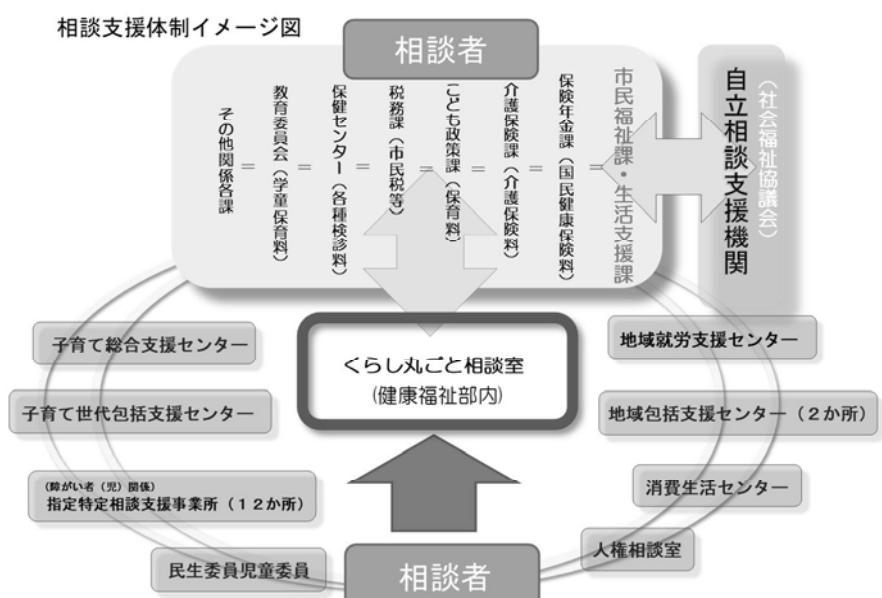
総 人 口 :	5.3 万人	
保 護 率 :	10.4%	
高齢化率 :	33.1%	
位 置 :		
自立相談支援機関の運営形態	委託	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- ・地域共生社会の推進に向けて、府内連携会議が設置され、就労に関する課題を府内全体の共通認識とする機会がつくられた。
- ・府内連携会議においては、福祉担当課だけではなく財政部門等も出席しており、府内での就労支援の意識を共有している。
- ・市と商工会、商工会と事業所の関係が良好であり、事業所が協力的である。これにより社会資源とのつながる先を多く持つことができる。



## ●事業の概要

### 就労体験見学の充実

- ・就労準備支援事業において、地域の地場産業や福祉事業所と連携し、社会生活との接点を足がかりに就労へ向けた一歩を踏み出せるよう、就労体験見学を行っている。

### 3. 取組みのポイント



#### 就労体験見学事業所の確保

- ・商工会や福祉事業所の会議において、市の事業説明を行い、協力事業所を募っている。
- ・説明会を受けて協力いただける事業所もあるが、説明会後に個別訪問を行う。訪問は委託事業所と市役所職員が行い、顔の見える関係づくりを進めている。
- ・一般企業だけでなく、福祉事業所にも訪問し、事業の理解を進めている。



#### 地場産業との連携

- ・商工会では、市内の産業活性化を目的に地域ブランドである「阪南ブランド十四匠」を立ち上げており、当該ブランド認定企業との連携についても強化を進めている。
- ・また、市内には海苔やカキ養殖を営む事業所があり、カキ小屋を開設している。カキ小屋は、カキ割など一人で無心になり作業できる環境がある一方、温かい声掛けをしてくれる方々もあり、自信を持つ契機となり、就労にもつながっている。
- ・さらに、畜産関係（牛の牧場など）等も視野に入れた連携強化を進めている。



#### 広域支援事業への参加

- ・大阪府では、「大阪府生活困窮者等広域就労支援事業」を行っており、阪南市も参加している。この事業に参加することで、就労体験先を広域で実施することができ、かつ他自治体の登録事業所が阪南市民を受け入れてくれることもある。



## 大阪府生活困窮者等広域就労支援事業

本事業は、大阪府内の自立相談支援機関と連携して、就労訓練受け入れ事業所の開拓と、就労訓練を効果的に実施するためのノウハウの提供（職務分析や支援プランの作成、協力事業所との関わり方、訓練の運営等）を通じて、各自治体における雇用促進施策の促進を応援するものです。

具体的には、①「就労訓練事業（支援付き就労）」を実施していただける事業所の開発、②参加自治体の自立相談支援機関等と連携して①の事業所による就労訓練を推進、③事業所での就労訓練を実施するために、各自治体から推薦される相談者の就労準備を支援する、という3本の柱で構成されています。

出典：A' ワーク創造館（受託事業者）<https://www.adash.or.jp/160520>

## 4. 取組みの成果

- 就労準備支援事業を利用する方が1ヶ月程度で就労体験見学に結び付いている。

## 5. 今後の課題・展望

### 協力事業所の充実

- 就労体験見学の協力事業所を増やすため、市の指定管理者事業所等にも協力を依頼したいと考えている。

### ハローワークとの連携

- 地域若者サポートステーションやハローワークが市内にないため、就労の支援の窓口、就労先の選択肢を増やすための取組はまだ課題があると感じている。巡回相談を月1回から2回に増やしてもらう等、追加対応をしていただいている。ハローワークの常設窓口も課題におき、情報共有や連携が必要と考えている。

## No.8 兵庫県尼崎市

ハローワークとの連携や、日払、週払にも対応した求人を開拓することで相談者の幅広いニーズに対応

### 1. 地域の状況

総人口：	45.9万人	
保護率：	4.0%	
高齢化率：	27.5%	
位置：		
自立相談支援機関の運営形態	直営	

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- ・尼崎市では、市役所内部に福祉事務所の役割を設置していた。その際に、ハローワークからお声がけいただき、ハローワークが行う無料職業紹介等と市が行う相談業務等を一体的に実施している。
- ・その後、庁内1カ所であった福祉事務所は南北に設置され、現在に至っている。

#### ●事業の概要

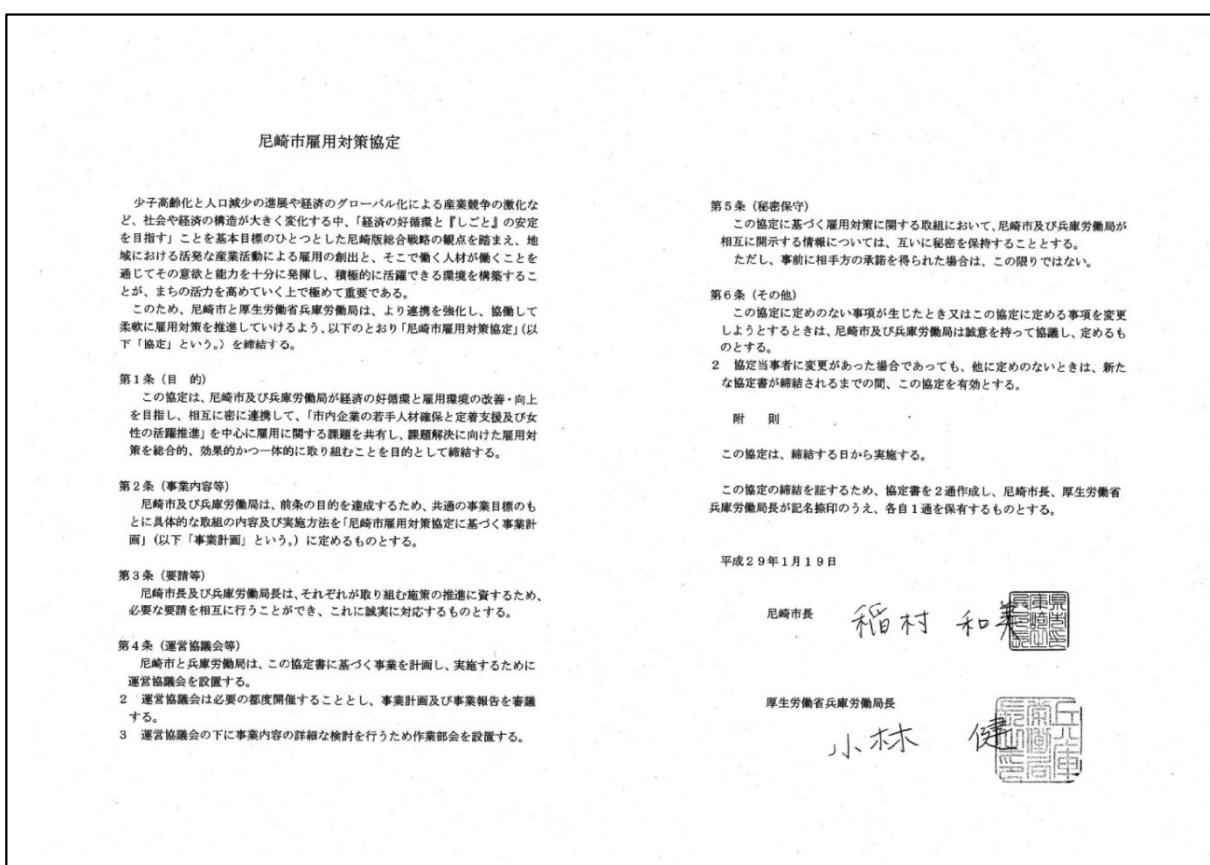
##### || 伴走的支援の実施

- ・当自治体には尼崎市南部保健福祉センターと北部保健福祉センターがあり、それぞれに自立相談支援窓口の「しごと・くらしサポートセンター」がある。相談者の中でも仕事の継続や求職活動等が難しい方に対して、伴走的支援を実施している。
- ・南部・北部保健福祉センターそれぞれの同じフロアにハローワークの出先機関があり、センターからの相談者や生活保護受給中の方等が利用している。

### 3. 取組みのポイント

#### 💡 ハローワークとの連携

- 相談者について、基本的に週1回の会議を設けハローワークと市が支援方針を話し合っていた。コロナ禍において定期的な実施できなくなつたが、ハローワークが隣接しているため、連絡を取り合っている。
- また、月1回支援調整会議を開催している。
- 支援調整会議にはハローワークの職員の他に弁護士や生活保護課が参加しており、議題によつては社会福祉協議会の方も参加している。社会福祉協議会には委託はしていないが、何かあつた時には助言をいただくなど、各々が持つ情報を出し合い支援を推進している。



#### 💡 求人開拓

- 求職者の中には、すぐにお金を手にしたいと考える求職者も少なくない。
- 市内の地域性もあり、日払に対応している事業所が他自治体に比べ多くある。日払対応できる会社からは、これまでの関係もあり、市に求人をいただけるようになっている。
- また、市がハローワークや求人誌、求人サイトを確認したうえで、直接事業所へ連絡し、週払や日払にも対応いただけないか条件について交渉している。事情をくみ取り週払、日払について協力いただけることもある。

- ・高齢者向けの求人についての開拓も実施している。多くは清掃、福祉施設、警備が多くなっているが、75歳くらいまで雇用いただけないか、依頼している。警備会社では社員寮を整備しているところも多く、家がない方についても受け入れてくれる事業所がある。

#### 4. 取組みの成果

- ・喫緊の経済的困窮にも対応できる求人を持っておくことで、さまざまなニーズに対応できている。
- ・高齢者向けの求人も開拓することで、働きたいけれど働けない高齢者への対応を進めている。

#### 5. 今後の課題・展望

##### || 庁内関係部署との連携の充実

- ・しごと・くらしサポートセンターは経済的困窮や社会的に孤立している方の窓口となっており、いろいろな市民の方の対応をする庁内各部との連携を行っている。なお昨年はコロナの影響で開催ができず、資料配布にとどまっているが、庁内連携会議を行い、共通した支援の方向性などを共有している。

## No.9 岡山県倉敷市

地域若者サポートステーション等との連携による  
相談者のタイミングを考慮した取組の推進

### 1. 地域の状況

総 人 口 :	48.0 万人	
保 護 率 :	14.7%	
高齢化率 :	27.5%	
位 置 :		
自立相談支援機関の運営形態	委託	

※令和3年9月末現在

### 2. 事業実施の背景と概要

#### ●事業実施の背景

- 就労準備支援事業について、平成 27 年 4 月より「被保護者就労準備支援事業」として開始し、平成 28 年 7 月より生活困窮者自立支援事業の就労準備支援事業としても開始した。

#### ●事業の概要

##### || 関係機関との連携

- 就労支援対象者向けの支援調整会議を定期的に月 1 回開催している。参加者には、地域若者サポートステーション、倉敷障がい者就業・生活支援センター、ハローワークの相談員等の府外機関も参加している。
- コロナ禍では、定期的な支援調整会議が行えないため、就労支援対象者が発生次第隨時で会議を行うというイレギュラーな体制での工夫を行っている。

### 3. 取組みのポイント



#### 紹介のタイミングと相談者希望の尊重

- ・自立相談支援機関でのアセスメントを徹底し、相談者の置かれている状況を考慮し、就労支援を実施できるタイミングなのか、相談者が就労支援を効果的に利用できる状況かの見立てを行う。
- ・そのうえで、就労準備支援事業や地域若者サポートステーションといった事業を相談者に提示する。その際、見学等も実施し、相談者の利用しやすさや利用時をイメージしやすいように工夫している。そして、相談者本人がどの事業に参加するか、選べるようにしている。
- ・自立相談支援機関では就労支援を紹介する時期やタイミングについて、事前に就労準備支援事業者や地域若者サポートステーションに確認し、受け手の状況も考慮した上で、相談者に打診する。紹介したにもかかわらず受けられないということにはならないよう事前準備を徹底している。
- ・相談者の「一歩外に出てみよう」という想いは決して長い期間持続しないことが多いので、就労準備支援事業者や地域若者サポートステーションも時期を逃さないように意識して連携に協力してくれている。



#### オーダーメイドの就労準備支援事業

- ・就労準備支援事業では、ひきこもり状態にある方へのアプローチとして、例えばオンラインゲームを利用して、コミュニケーションをとるなど、独創的な工夫を実施してくれている。
- ・面談ありきでスタートするということではなく、当初のつながり方も柔軟に捉えており、相談者からすると自分のフィールドに入ってきたくなる感覚を持っていただけていると考えている。

**倉敷市生活自立相談支援センター**

TEL: 086-427-1288

開館時間: 9:00~17:00 (土日祝日・年末年始は除く)

相談無料  
秘密厳守

**● お困りごとの解決を目指します**

お仕事や、家計、生活における心の支援を行なう窓口です。  
相談支援員が、寄り添う支援で解決を目指します。お気軽にご相談ください。

**● どんな支援が受けられますか？**

<b>就労支援</b>	<b>就労の準備</b>	<b>家計の改善</b>
		
ハローワークへの同行などにより求職活動のきめ細かな支援を行います。	仕事に就くための準備段階から一人ひとりのペースに合わせてサポートします。	家計表の作成や、滞納の解消・債務整理に関する支援などを行います。

**無料職業紹介**

ご本人の希望やスキルに応じた職業をご紹介します。

**住居確保給付金**

雇用等により住むことを失つたおそれのある方などに、家賃の一部を支給する制度です。

**各種制度  
関係機関のご紹介**

各種制度・福祉サービスのご紹介や、関連機関等のご案内をします。

**● お困りごとをご相談ください**

**仕事のこと**



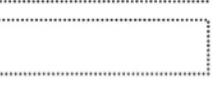
**お金のこと**



**生活のこと**



**その他**



**● ご相談・お問合せ先**

○名称：倉敷市生活自立相談支援センター  
○住所：〒710-0065 岡山県倉敷市1丁目7番2-804-2号  
○TEL: 086-427-1288  
○メールアドレス：[kurasuguru@nbschoron.co.jp](mailto:kurasuguru@nbschoron.co.jp)  
○ fax: 086-427-1288  
○対象：倉敷市内に居住している方が対象です。  
※詳しくはお問い合わせください。

  
[www.kurasuguru.jp](http://www.kurasuguru.jp)  


## 4. 取組みの成果

- ・地域若者サポートステーションから自立相談支援機関への紹介、自立相談支援機関から地域若者サポートステーションへの紹介が双方向で行われている。
- ・対象者本人の要望や支援の方向性を共有できるため、目的に向かって支援を進めることができている。支援の方向性の変更、本人の状況の変化など情報共有が行いやすくなるため、効果的な支援が実施できている。

## 5. 今後の課題・展望

### 連携の充実

- ・自立相談支援機関と福祉担当部署は日常的に緊密に連携をしている。自立相談支援機関の相談支援をサポートするため、福祉担当部署の担当者が、制度を調べたり府内部署に状況確認をして、自立相談支援機関と共有している。この方法でも現状課題とはなってはいないが、さらに円滑な支援を考えれば、自立相談支援機関が直接当該部署と連絡や情報共有ができるような関係性ができていることが必要と考える。
- ・同行が必要と判断した相談者について、相談支援員は関係機関に同行している。特に就労支援では、相談者の要望やこれまでのキャリアを代弁することもある。ハローワークを訪れた際には、ハローワーク担当者・相談支援員等・相談者で求人について一緒に検討するなどし、コミュニケーションを取るように自立相談支援機関全体で心がけている。このような地道な取組みが大切ではないかと考えている。
- ・コロナウィルス感染症拡大に伴い離職した方を中心に、生活再建に向けた支援の取組を強化する予定である。

## 第3章 ハローワーク（生保型一体的実施施設） の連携事例

## No.1 つなぐハローワークこが

自立相談支援機関をはじめとする地域の就労支援関係機関と  
緊密に連携することで、効果的な就労支援を実施

### 1. ハローワーク管内の状況

- 「つなぐハローワークこが」は、古河市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「つなぐハローワークこが」を管轄するハローワーク古河管内の状況は次のとおり。

管轄区域	古河市、境町、五霞町	有効求人倍率※1	1.42 倍 (全国: 1.20 倍)																										
月間有効求人数※1	3,542 人	月間有効求職者数※1	2,495 人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>1.43</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>2.29</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.51</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.29</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.98</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>5.25</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>2.38</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>1.10</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>2.00</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.62</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>5.29</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>2.14</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	1.43	管理的職業	2.29	専門的・技術的職業	1.51	事務的職業	0.29	販売の職業	0.98	サービスの職業	5.25	保安の職業	2.38	農林漁業の職業	1.10	生産工程の職業	2.00	輸送・機械運転の職業	1.62	建設・採掘の職業	5.29	運搬・清掃等の職業	2.14
職業	倍率																												
職業計	1.43																												
管理的職業	2.29																												
専門的・技術的職業	1.51																												
事務的職業	0.29																												
販売の職業	0.98																												
サービスの職業	5.25																												
保安の職業	2.38																												
農林漁業の職業	1.10																												
生産工程の職業	2.00																												
輸送・機械運転の職業	1.62																												
建設・採掘の職業	5.29																												
運搬・清掃等の職業	2.14																												
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用パート)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>1.41</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.50</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>3.07</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.55</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>1.70</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>6.25</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>4.50</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>5.67</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.56</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.65</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>2.00</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>1.22</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	1.41	管理的職業	0.50	専門的・技術的職業	3.07	事務的職業	0.55	販売の職業	1.70	サービスの職業	6.25	保安の職業	4.50	農林漁業の職業	5.67	生産工程の職業	1.56	輸送・機械運転の職業	1.65	建設・採掘の職業	2.00	運搬・清掃等の職業	1.22
職業	倍率																												
職業計	1.41																												
管理的職業	0.50																												
専門的・技術的職業	3.07																												
事務的職業	0.55																												
販売の職業	1.70																												
サービスの職業	6.25																												
保安の職業	4.50																												
農林漁業の職業	5.67																												
生産工程の職業	1.56																												
輸送・機械運転の職業	1.65																												
建設・採掘の職業	2.00																												
運搬・清掃等の職業	1.22																												

※1…令和4年1月時点

### 2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- 連携先部署：古河市役所社会福祉課及び生活支援センター（自立相談支援機関）
- 連携の開始時期：平成31年3月1日から
- 連携の強化に至った背景：古河市における生活困窮者及び生活保護受給者が増加。古河市は、茨城県内の中でも生活保護受給率が比較的高いことから、生活困窮者及び生活保護受給者に対する支援の強化が求められていた。従前は、ハローワーク古河で予約制による職業相談を行うとともに、ハローワーク古河から古河市役所に月2回出張相談を行っていたが、こうした背景から「さらに相談回数を増やしてほしい」という要望もあり、古河市と協定を締結し、市役所内にハローワークの常設窓口を設置するに至った。

### 3. 自治体・外部との連携内容

- ・自治体以外では、県西若者サポートステーション、くらしとしごとの相談センター、古河市就労準備支援事業所、県外の就労準備支援事業所と連携。

#### ●市・自立相談支援機関との連携

- ・自立相談支援機関から支援要請のあった生活困窮者に対する支援に当たり、自立相談支援機関の担当者とほぼ毎日情報共有。形式だった会議体は開催していないが、日々の業務の中で支援対象者について情報交換や支援方針の検討を行い、困りごとがあればその都度連携を図っている。
- ・市役所の総合福祉センターの同じフロア内に、社会福祉課、生活支援センター（社会福祉協議会への委託による自立相談支援機関）、つなぐハローワークが設置。座席が隣接しているわけではないが、互いに立ち寄ったり声を掛け合える関係。

#### ●就労準備支援事業所との連携

- ・就職の前段階として生活の基盤を作ってもらう必要がある方については、古河市の就労準備支援事業所や県外の就労準備支援事業所を利用。提供するプログラムが異なるため、支援対象者の希望を踏まえつつ選択・利用。

#### ●いばらき県西若者サポートステーションとの連携

##### || 就労経験が少ない若年層を中心に、就労の準備段階の支援をサポステにつなぐ

- ・「いばらき県西若者サポートステーション」は地理的に遠いものの、支援対象者の掘り起こしにつながるメリットもあり、約10年以上にわたり連携。
- ・特に就労経験が浅い若年層で、ハローワークの職業相談のみで就職支援を行うことが難しい方について、就職の準備段階として、「社会との関わり方」「仕事に対する意識のあり方」等について学ぶことを若者サポートステーションの相談員と協力して進めている。具体的には、週1回はつなぐハローワークでの相談、週1回は若者サポートステーションによる出張相談を並行して行うことで連携して支援を進めている。

#### ●くらしとしごとの相談センターとの連携

##### || 障がい者の専門支援機関と連携

- ・くらしとしごとの相談センターは、生活で困っている方、仕事がうまくいかない方、再就職までのブランクがある方等を対象とした相談窓口（民間が自主的に実施する窓口。就労継続支援B型事業所を運営。）。いばらき県西若者サポートステーションとのつながりの中で、くらしとしごとの相談センターを紹介してもらった。

- ・支援対象者の中にグレーゾーンの方、障がいを自認できていない方がいた場合、支援対象者の希望に応じて、くらしと仕事の相談センターから出張相談に来てもらい、GATB（一般職業適性検査）や事前予約制の面談を実施。GATBを行うことで障がいが分かり、手帳の申請や、就労継続支援B型事業所の通所につながるケースも。

## 4. 自治体等との連携が進むことによって得られているメリットや効果

### 生活面など各専門職からの多角的なアドバイスにより円滑な就労支援を実施

- ・支援要請が行われた支援対象者の就職を目標に支援しているが、うまくいかない場合に、支援対象者に関する情報を自立相談支援機関等と共有し、生活面の情報も踏まえて支援できることがメリット。保健師に同席をお願いし、医療面からのアドバイスや食事のチェックをしてもらうことでうまくいく場合も。就労の面だけでなく、家族の問題や経済的な問題等を解決するために、自立相談支援機関の各専門職からアドバイスをもらうことで支援が円滑に。

## 5. 支援対象者の支援や応募先の確保について工夫していること

### ●支援対象者の支援における工夫

- ・生活困窮者の方の支援に当たっては、特にスピード感が大事。通信手段（携帯電話等）や運転免許は所持している方が多いが、交通費や時間をかけなくてすむように、書類選考なしで直接できる企業や市の総合福祉センター内で面接してくれる企業を確保し応募するなど、少しでも早く就職できるように対応。
- ・保険証や運転免許証がない方も多いため、マイナンバーカードの取得について自立相談支援機関の相談員に依頼する。身分証ができたことで応募への意欲が高まる方も。

### ●支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・コロナ禍で雇用情勢が大変厳しい状況にあるが、過去に生活困窮者、生活保護受給者の雇用歴がある事業所とは採用担当の方との関係性が構築されているので、求人がなくても直接電話で面接を打診する。生活困窮者であることを開示して就職した事業所には、就職した方の状況を聞きながら、新たな対象者の雇用について相談する。非開示で就職した場合では、(特定されないように留意しながら)「現在の募集状況を確認しています」と応募可能か聞いている。
- ・求人があっても条件に該当しない場合は、「条件に当てはまらないけれども応募させてもらえないか」と交渉している。

## 6. 取組みのポイント



### 自立相談支援機関も交えた支援対象者との信頼関係の構築

- ・一番の基本は支援対象者との信頼関係の構築。ご本人の成育歴や生活状況などが分かると、それを念頭に置いた支援が可能となり、就労支援が行いやすくなる。自立相談支援機関と連携しながら、支援対象者との関係性を育むことが重要であり、いきなり就労の話をするのではなく、まずは本人の気持ちや生活状況を傾聴することで、支援対象者を理解し、関係性を構築していく。就労に対しても一緒に考えていくという姿勢が大事。



### 就職後のフォローが応募先企業の確保につながる

- ・支援対象者の就職後の職場定着のためのフォローが非常に重要。当施設では1か月、3か月、6か月、1年後と支援対象者へのフォローを実施。しっかりと職場で長続きしていれば、応募先企業との信頼関係が強くなり、次の紹介につながる。離職して事業所から叱られることがあるが、しっかりとフォローして次につなげるよう努力。



### 就労可能か判断が難しい場合はプレ相談を実施

- ・自立相談支援機関においてハローワークへの支援要請の判断が難しい場合には、つなぐハローワークこがの就職支援ナビゲーターも交えてプレ相談を実施。解決すべき健康不安や生活状況を把握し、協議。

## 7. 今後の課題・展望

- ・就労経験が少ない方について、職場体験の機会を増やしていきたい。コロナ流行以前は、職場体験を勧めたい方がいた場合、事業所に個別にアプローチを行い、本人のニーズに合わせて、その都度マッチングを実施。
- ・関係機関との連携については、支援対象者の支援に当たりお互いに「言いたいことを言い合える」関係性が重要。特に、支援対象者の初回面談の際には、関係者が同席し、目標や課題を共有することが1つのポイント。

## No.2 ジョブスポット草加

草加市・自立相談支援機関等の関係機関との日常的な連携により、  
支援の見立て・方向性を共有し、対象者に応じた効果的な支援を実施

### 1. ハローワーク管内の状況

- 「ジョブスポット草加」は、草加市役所内に設置されたハローワーク常設窓口。
- 「ジョブスポット草加」を管轄するハローワーク草加管内の状況は次のとおり。

管轄区域	草加市、三郷市、八潮市	有効求人倍率※1	1.01倍(全国:1.20倍)																										
月間有効求人数※1	5,443人	月間有効求職者数※1	5,415人																										
職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)			<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用フルタイム)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>1.09</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.46</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.24</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.23</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.72</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>1.28</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>5.72</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.00</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>2.21</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.41</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>8.69</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>1.22</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	1.09	管理的職業	0.46	専門的・技術的職業	1.24	事務的職業	0.23	販売の職業	0.72	サービスの職業	1.28	保安の職業	5.72	農林漁業の職業	0.00	生産工程の職業	2.21	輸送・機械運転の職業	1.41	建設・採掘の職業	8.69	運搬・清掃等の職業	1.22
職業	倍率																												
職業計	1.09																												
管理的職業	0.46																												
専門的・技術的職業	1.24																												
事務的職業	0.23																												
販売の職業	0.72																												
サービスの職業	1.28																												
保安の職業	5.72																												
農林漁業の職業	0.00																												
生産工程の職業	2.21																												
輸送・機械運転の職業	1.41																												
建設・採掘の職業	8.69																												
運搬・清掃等の職業	1.22																												
職業別有効求人倍率※1 (常用パート)			<table border="1"><caption>職業別有効求人倍率※1 (常用パート)</caption><thead><tr><th>職業</th><th>倍率</th></tr></thead><tbody><tr><td>職業計</td><td>0.81</td></tr><tr><td>管理的職業</td><td>0.00</td></tr><tr><td>専門的・技術的職業</td><td>1.71</td></tr><tr><td>事務的職業</td><td>0.44</td></tr><tr><td>販売の職業</td><td>0.24</td></tr><tr><td>サービスの職業</td><td>1.86</td></tr><tr><td>保安の職業</td><td>0.52</td></tr><tr><td>農林漁業の職業</td><td>0.00</td></tr><tr><td>生産工程の職業</td><td>1.90</td></tr><tr><td>輸送・機械運転の職業</td><td>1.45</td></tr><tr><td>建設・採掘の職業</td><td>0.22</td></tr><tr><td>運搬・清掃等の職業</td><td>0.60</td></tr></tbody></table>	職業	倍率	職業計	0.81	管理的職業	0.00	専門的・技術的職業	1.71	事務的職業	0.44	販売の職業	0.24	サービスの職業	1.86	保安の職業	0.52	農林漁業の職業	0.00	生産工程の職業	1.90	輸送・機械運転の職業	1.45	建設・採掘の職業	0.22	運搬・清掃等の職業	0.60
職業	倍率																												
職業計	0.81																												
管理的職業	0.00																												
専門的・技術的職業	1.71																												
事務的職業	0.44																												
販売の職業	0.24																												
サービスの職業	1.86																												
保安の職業	0.52																												
農林漁業の職業	0.00																												
生産工程の職業	1.90																												
輸送・機械運転の職業	1.45																												
建設・採掘の職業	0.22																												
運搬・清掃等の職業	0.60																												

※1…令和4年1月時点

### 2. 連携先の自治体名と連携の開始・強化に至った背景

- アクション・プランに基づき平成27年6月23日より草加市と埼玉労働局が雇用・福祉施策を一体的に実施する協定を締結。以降、生活困窮者・生活保護受給者等を支援対象とした生活福祉・就労援助事業を連携して一体的に実施。
- ジョブスポット草加は、市役所別館の生活支援課、まるごとサポートSOKA（自立相談支援窓口）、草加市シルバー人材センターと同じフロアに常設されたハローワークの窓口。

### 3. 自治体・外部との連携内容

#### ●市・自立相談支援機関との連携

##### || 日常的な情報交換を行う上で、市の窓口と隣接していることが大きな強み

- ・「まるごとサポート SOKA」は生活困窮者自立相談支援窓口で、草加市社会福祉協議会が事業を実施、ジョブスポット草加に隣接。定例の会議は設けていないが、ほぼ毎日、支援対象者の面談の前後の時間を利用して各種情報交換を実施。
- ・支援対象者との面談は毎週1回を基本としている。市の窓口が隣接していることにより、相談支援員に次の予約日時も伝えることができ、予約日時に来所しなかった場合でも、市に来所しなかった旨を伝えられるため、そこで市の担当者やジョブスポットの担当から連絡を取り、電話で次の予約の日時を決めている。
- ・ジョブスポット側で面談時に困ったことがあれば、すぐに同席してもらえるような関係性を構築。常に報告・連絡・相談をこまめに行うことで、支援対象者の方に安心して利用してもらえる。

#### ●草加市シルバー人材センターとの連携

##### || 高齢の方は、ケースに応じてシルバー人材センターへ

- ・草加市シルバー人材センターのコーナーがジョブスポット草加に隣接。60歳以上の方のうち常用就職が困難な方が来所した際は、ご本人の希望も踏まえつつ、草加市シルバー人材センターをご紹介し、草加市シルバー人材センターの方の支援が受けられるようになっている。

#### ●ステップアップサポート SOKA（就労移行支援）との連携

##### || 障がいのある方は、ケースに応じて就労移行支援事業所へ

- ・「ステップアップサポート SOKA」（就労移行支援事業所）と連携。就労移行支援の利用が必要と思われる方に関しては、市のケースワーカーや相談支援員に伝え、必要であれば就労移行支援につないでもらう。その後の状況についても、ステップアップサポート SOKA の相談員とジョブスポット草加との間で、電話により随時情報共有を行っている。

### 4. 自治体との連携が進むことによって得られているメリットや効果

##### || 情報共有の密度が支援の方向性の一致につながり、就労支援が促進される

- ・ジョブスポット草加が設置されている同じフロア内に市の生活支援課、まるごとサポート SOKA、草加市シルバー人材センターが隣接しているため、情報の共有・相談・報告がスムーズ。
- ・関係機関との情報共有により、支援対象者が抱えている問題や性質、傾向が分かるため、各機関における支援の方向性を一致させることが可能に。支援の方向性を一致させることで、

支援対象者の就労に結びつきやすくなる。

- ・生活面を含めた情報共有により、例えば、支援対象者が生活上不足している金銭等を把握できることで、支援対象者にマッチした求人の提案が可能となり採用につながりやすくなる。
- ・関係機関との連携により、支援の見立て・方向性が定まり、対象者に応じた適切な支援を行うことが可能に。生活困窮の方や生活保護の方が窓口に来られた際、その方の困窮度合いによって、「すぐに就労が必要なのか」「日払いの仕事が必要なのか」「就労に時間をかけても良いか」等の見極めができるため、関係機関との連携は就労支援に大きな効果。

## 5. 支援対象者の応募先の確保について工夫していること

### ●支援対象者の応募先の確保における工夫

- ・企業の理解が重要。企業の中には、生活困窮者、生活保護受給者への偏見があり、採用を敬遠されることもあるため、応募先の企業の方の来所時に、生活困窮者等の就労支援について説明し、理解を促している。
- ・高齢の方については、草加市シルバー人材センターとも連携しながら就労に結び付けるケースも。

## 6. 取組みのポイント

### 支援対象者の状況について、関係機関とこまめな情報共有を

- ・市の生活支援課や、まるごとサポートSOKA、草加市シルバー人材センターとの情報交換は口頭ベースで行っているが、関係機関につないで終わりではなく、つないだ後の支援対象者の様子をこまめに確認することで、各機関が有する記録とジョブスポットの記録内容に大きな違いが生まれない状態を維持している。

### 関係機関へのフィードバックが大切

- ・連携に当たってはお互いに伝え合うことが大切。支援対象者に関して各機関の見立てを尊重しながら、支援対象者だけではなく、支援者の方々が何を求めているのかも考え方を持ちを汲んで、積極的にフィードバックを行わなければ、連携はうまくいかないとの考え方の下で、日々の相談業務に当たっている。

## 7. 今後の課題・展望

- ・経済的・物質的な支援だけではなく、就労準備支援事業や家計改善支援事業等の一層の充実、経済の知識や働く意味、生きるための学び直し等の支援がさらに整備されれば、社会に対して希望を持てる方がたくさん出てくると考える。
- ・支援対象者の方々はさまざまな経験を経て人生を歩んでいるので、充実して働き、幸せを感じるような生活を目指して就労支援を行っていきたい。